

令和7年2月4日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟化するための改正を行うとともに、一の圏域において第1号被保険者数（65歳以上の高齢者数）がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の地域包括支援センターの職員配置基準を新たに定めるもの。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法施行規則の一部改正に伴うもの

① 常勤換算法（※）の導入を可能とするもの

「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」では、地域包括支援センターは常勤職員の確保が必要としつつ、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人数確保することでも足りるものとする」とされたもの。

※非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法

② 複数圏域の高齢者人口を合算した職員配置を可能とするもの

地域包括支援センターの職員配置については、3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の配置を原則としつつ、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするもの。（※参考資料）

(2) 一の圏域の高齢者数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の基準を新設するもの

| | 第1号被保険者数 | 人員配置基準 |
|----|------------------|----------------------|
| | 1,000人未満 | 3職種のうちから1人又は2人 |
| | 1,000人以上2,000人未満 | 3職種のうちから2人（内、1人は常勤） |
| | 2,000人以上3,000人未満 | 常勤の3職種のうち2人（内、保健師1人） |
| | 3,000人以上6,000人未満 | 常勤の3職種3人 |
| 新設 | 6,000人以上7,000人未満 | 常勤の3職種3人+3職種のうちから1人 |

3 施行期日

令和7年4月1日から

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

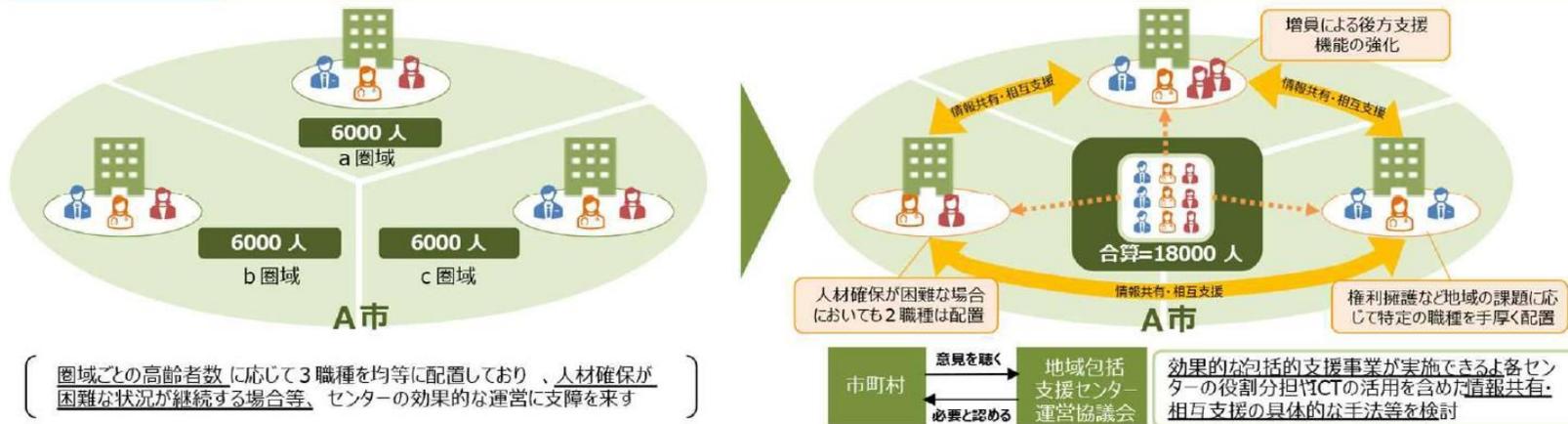
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることとする（介護保険法施行規則の改正案）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正案）

（出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>本則</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によること)ができる。以下この条において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</p> | <p>本則</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> |

3 地理的条件その他の条件により、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の人員配置基準は、第1項に規定する職員の員数に同項各号に掲げる者のうちから1人を加えたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|----------------------|--|
| おおむね1,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。) |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|----------------------|--|
| おおむね1,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。) |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |